

北上市告示甲第1号

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱（令和5年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和5年7月3日から適用する。ただし、この告示による改正前の北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱の規定により行った賃上げ実施計画の承認は、改正後の規定により行った賃上げ実施計画の承認とみなす。

令和6年1月4日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、<u>市内の事業所において、第3第1号に掲げる賃上げを実施した対象期間中の各月における全ての従業員の給与等の総額から比較期間の全ての従業員の給与等の総額を控除した額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、<u>第3第1号に掲げる賃上げを実施した市内の事業所における従業員の給与等について、次の各号により算定した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか高い方の額とする。</u></p> <p>(1) <u>対象期間中の各月における全ての従業員の給与等の総額から比較期間の全ての従業員の給与等の総額を控除した額の2分の1以内の額</u></p> <p>(2) <u>対象期間中の各月における賃上げを行った従業員（以下「賃上げ対象従業員」という。）の賃上げ対象給与の総額から比較期間の賃上げ対象従業員の賃上げ対象給与の総額を控除した額の2分の1以内の額</u></p> <p>2 [略]</p>

(補助金の交付申請)

第7 申請者は、対象期間中の給与等の総額が確定したときは、令和5年7月3日から令和6年1月31日までの間に、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に賃金台帳その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、第6の規定による承認を受けた申請者の補助金の交付申請額は、実施計画承認通知書において示された交付予定額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第7 申請者は、対象期間中の給与等の総額が確定したときは、令和5年7月3日から令和6年1月31日(第4第1項第2号の規定に従って算定した額により補助金の交付を受けようとする者にあつては、令和6年3月31日)までの間に、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に賃金台帳その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、第6の規定による承認を受けた申請者の補助金の交付申請額は、実施計画承認通知書において示された交付予定額以内の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。